

関市軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入又は修理（以下「購入等」という。）に要する費用の一部を助成することにより、当該難聴児の聴力の向上、言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 購入等の助成を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「助成対象児童」という。）の保護者とする。

- (1) 本市に住所を有する18歳未満の者であること。
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の者で、身体障害者手帳の交付の対象とならないものであること。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等について一定の効果が期待できると医師が判断する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象児童としない。

- (1) 助成対象児童と同一の世帯に、第5条第1項の規定による助成申請を行う月の属する年度（当該月が4月から6月までである場合にあっては当該月の属する年度の前年度）における市町村民税の所得割課税額が460,000円以上である者がいる場合

届出番号 5・事務 1・特定個人情報 1

- (2) 受けようとする次のア又はイに掲げる助成の種類に応じ、当該ア又はイに定める場合に該当するとき（当該ア又はイに定める期間を経過する前に助成対象児童に係る購入等につき市長がやむを得ない事情があると認める場合を除く。）。

ア 補聴器の購入 助成対象児童が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づき補聴器の購入費用の助成を受けた日又は直近において助成対象児童の補聴器を購入した日から5年を経過しない場合

イ 補聴器の修理 助成対象児童が本市又は本市以外の市町村から補聴器の修理に係る助成を受けてから3年未満である場合

(助成対象となる補聴器)

第3条 購入等の助成対象となる補聴器は、装用効果の高い側の耳に装用するもののみとする。ただし、市長が助成対象児童の教育、生活等において特に必要と認める場合は、両側の耳に装用するものそれぞれについて購入等の助成をするものとする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の算定基礎となる額（以下「算定基礎額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補聴器を購入する場合 当該購入に係る経費として市長が必要と認める額と別表の1台当たりの上限額欄に掲げる額とのいずれか少ない方の額
- (2) 補聴器を修理する場合 当該修理に要した費用の額と補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「厚生労働省告示」という。）に基づき算定した補聴器の修理に係る基準額とのいずれか少ない方の額

2 助成金の額は、算定基礎額に3分の2（1円未満の端数がある場合はこれを1円に切り上げた額）を乗じて得た額とする。

(助成申請等)

第5条 購入等の助成を受けようとする助成対象児童の保護者（以下「申請者」という。）は、関市軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師が助成対象児童の聴力検査を実施したうえで記載した関市軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成意見書（別記様式第2号）
- (2) 購入等に係る見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、関市軽度・中等度難聴児補聴器調査書（別記様式第3号）を作成し、購入等の助成をするかどうかを決定し、助成を決定したときは関市軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成決定通知書（別記様式第4号）により、助成の申請を却下することを決定したときは関市軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成申請却下通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により助成を決定した申請者（以下「助成決定者」という。）に関市軽度・中等度難聴児補聴器助成券（別記様式第6号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

（助成券の利用方法）

第6条 助成決定者は、前条第3項の規定により受けた助成券に記載された事業者（以下「決定事業者」という。）から購入等をするものとする。この場合において、助成決定者は、当該決定事業者に助成券を提出し、当該購入等に要した費用から助成金の額を控除して得た額を支払うものとする。

（助成金の請求）

第7条 助成決定者に補聴器を納入した決定事業者は、関市軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成金請求書（別記様式第7号）に助成券を添付し、市長へ助成金の支払を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その請求額を決定事業者に支払うものとする。

（助成決定の取消し等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に助成を受けた額の全部若しくは一部を返還（未使用の助成券の返還を含む。以下同じ。）させることができる。

（1）助成決定者がこの規則の規定に違反したとき。

（2）助成決定者が偽りその他不正の行為により助成を受けたことが明らかになったとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、市長が購入等の助成を適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に助成を受けた額の全部若しくは一部を返還させるときは、関市軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成取消（助成金返還）通知書（別記様式第8号）により助成決定者に通知する。

（台帳の整備）

第9条 市長は、助成券の交付の状況を明確にするため、台帳を備え、整備するものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 補聴器の種類 | 1台当たりの上限額 |
|---------------|-----------|
| 高度難聴用ポケット型 | 34,200円 |
| 高度難聴用耳かけ型 | 43,900円 |
| 重度難聴用ポケット型 | 55,800円 |
| 重度難聴用耳かけ型 | 67,300円 |
| 耳あな型（レディメイド） | 87,000円 |
| 耳あな型（オーダーメイド） | 137,000円 |
| 骨導式ポケット型 | 70,100円 |
| 骨導式眼鏡型 | 120,000円 |

注

1 1台当たりの上限額は、電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。

2 身体の障がいの状況により、イヤモールドを必要とする場合は、厚生労働省告示別表修理基準の表（以下「修理基準の表」という。）に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を1台当たりの上限額に加算すること。

- 3 ダンパー入りフックとした場合は、1台当たりの上限額に240円を加算すること。
- 4 平面レンズを必要とする場合は修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を1台当たりの上限額に加算すること。
- 5 重度難聴用耳かけ型で、FM型受信機、オーディオチューナー又はFM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を1台当たりの上限額に加算すること。

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第4号（第5条関係）

別記様式第5号（第5条関係）

別記様式第6号（第5条関係）

別記様式第7号（第7条関係）

別記様式第8号（第8条関係）